

最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令の概要

1 改正理由

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、審査に付される裁判官とならない事由、審査に付される裁判官に関する通知事項、裁判官が退官等した場合における掲示の方法等について、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

(1) 審査予定裁判官に関する通知事項の規定（令第1条関係）

中央選挙管理会は、審査に付されることが見込まれる裁判官（審査予定裁判官）の住所、生年月日及び任命年月日等を、都道府県の選挙管理委員会に通知することを定める。

(2) 審査予定裁判官が審査に付される裁判官とならない事由（令第2条関係）

直近の審査から10年を経過し再度審査に付される可能性があったため審査予定裁判官として通知されたものの、審査の告示の時に於いて、直近の審査から10年を経過していない場合には、審査に付される裁判官とならないことを定める。

(3) 審査に付される裁判官に関する通知事項の規定（令第3条関係）

中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日並びに（4）の掲示を行うために必要な情報等を、都道府県の選挙管理委員会を経て、市町村の選挙管理委員会等に通知することを定める。

(4) 裁判官が退官等した場合における掲示の方法（令第5条関係）

投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなった者がある旨等の掲示について、投票所内の投票を記載する場所その他審査人の見やすい適当な箇所等にする事等を定める。

(5) 不在者投票の期間（令第13条関係）

審査の不在者投票を行うことができる期間を、審査の期日前投票期間と同様、原則として審査の告示の日の翌日から審査の期日の前日までとし、審査の不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒の交付の請求及び交付又は発送に関する規定の整備を行う。

(6) 点字による投票の投票用紙の様式の規定の整備（別記様式関係）

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）における投票用紙の様式の改正と同様に、近年の審査実務に即した様式に改める。

(7) その他、見出しや項番号の付記、用語の現代化、引用関係の整備等を行う。

3 施行期日

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年法律第94号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月1日）